

【命の大切さ・相手を思いやる心を育む】「人権の花運動」を実施しました

6月2日、那須高原小学校で「人権の花運動」を実施しました。人権擁護委員から児童へマリーゴールド・日日草・サルビアの苗と看板が手渡され、大田原人権擁護委員協議会那須町支部の平山公一会長から思いやりの大切さについてお話がありました。児童からは「きれいな花をありがとうございます。大切に育てます。」とお礼の言葉がありました。



広島平和記念式典 中学生派遣事業報告会を 開催します

町では、自然豊かな歴史ある那須町を愛し、平和な世界の実現に向け、平和の尊さ、戦争や核兵器の恐ろしさを認識してもらうことを目的として町の将来を担う中学生を広島市に派遣しています。

この事業は平成27年度から開始され、今年度で8回目の実施となります。

広島平和記念式典へ参加する10名の中学生代表は、戦争と平和に関する事前研修で学び、8月5日から7日まで広島市を訪問します。

8月15日には、那須町戦没者慰霊追悼式へ参加後、事前研修や現地研修での活動報告会を実施します。

報告会は、どなたでも参加できますので、派遣事業によって成長した中学生の雄姿をご覧ください。

▼日時 8月15日(金)

午後2時～3時30分

▼場所 那須町役場正庁(3階)

▼問合せ 学校教育課

☎72・6922

指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) の指定について

町では、熱中症による人の健康被害の発生を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」発生時に広く町民などに開放する「暑さをしのぐ場」として、今年も指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定します。

▼対象施設

役場本庁舎、湯本支所、芦野支所、伊王野支所、WARKBASE NASU、文化センター、スポーツセンター、町立図書館、ゆめプラザ・那須

※クーリングシェルターを利用する場合は次の点に注意してください。

- ・開所は、4月第4水曜日から10月第4水曜日(熱中症特別警戒アラートの運用期間)のうち、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに限ります。
- ・飲料は各自でご用意ください。
- ・その他、利用にあたっては施設の指示に従ってください。

詳細は町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 保健センター

☎72・5858



ホームページ

おしえて！ ケアマネさん なるほど！ 介護保険 第7回 (全12回)

今月はサービス利用料に関する疑問について、身近なケアマネジャーがお答えします。

利用者負担について教えてください。

介護サービスにかかった費用の1割(一定以上所得者は2または3割)が自己負担額となります。居宅サービス利用の場合、利用できるサービス量(支給限度額)が要介護度別に定められています。

1カ月あたりの限度額	
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

仮に、要介護3で1割負担の方が限度額までサービスを利用した場合、1カ月あたり約2万7千円が自己負担額となります。

負担割合証の有効期限が7月末です。 更新手続きは必要ですか？

「介護保険負担割合証」は要介護認定を受けた方に交付されるもので、更新手続きは不要です。住民税課税状況や世帯の人数によって負担割合が決定し、7月下旬に自動更新で交付(郵送)されます。

利用者負担の軽減はありますか？

所得に応じた区分により軽減制度が設けられています。

○特定入所者介護サービス費

施設入所者等の方で、所得や資産等が一定以下の場合、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が現物給付されます。利用には町へ申請が必要です。既に認定を受けている方も8月末までに町の窓口で更新手続きをしましょう。

○高額介護サービス費

月々の利用者負担額の合計額が上限額を超えた場合、超えた分が支給されます。該当者には通知が届き、支給を受けるためには町に申請する必要があります。



ケアマネジャー
津田昌則さん
(広谷地)

負担割合証や負担限度額認定証はサービス利用時に必要なので、提示できる状態で保管しておきましょう。適切な給付を受けるためにも、介護保険の通知が届いたら早めに関封し、町での手続きが必要かどうか、内容を確認してみてください。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係

☎72・6910